損金算入割合「21の計」－（別表十八付表一「３」）／別表十八付表一「４」（１を超える場合は１）八付表一「４」＝０の場合は０）」を「特定損金算入割合（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「３」）／別表十八（一）付表一「４」（１を超える場合は１）（別表十八（一）付表一「４」＝０の場合は０）」に、「（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「３」）」を「（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「３」）」に改め、同号②中「別表七（二）付表五「12」」を「別表七（二）付表五「13」」に改め、同号③中「ごとに別表七（二）付表五「26」の金額を含めて」を「（別表七（二）付表五「26」の金額を含めて」にあつては、「既（（表損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額（（(2)－(6)＋(9)））と０のうち多い金額）＋（別表七（二）付表五「32」））と(11)－(6)）のうち少ない金額）」として、同号④中「通算総調整損金算入限度額（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「２」＋「３」）」を「通算総調整損金算入限度額（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「２」＋「３」）」に改め、同号⑤中「（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「２」＋「３」）」を「（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「２」＋「３」）」に改め、同号⑤ロ中「別表七（二）付表五「23」」を「別表七（二）付表五「26」」に改め、同第11号を次のように改める。

３　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　「発生欠損金額の明細」及び「修正申告である場合」の各欄のみ記載すること。この場合において、既に当該通算法人の法第64条の７第９項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の５第６項（損益通算）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、「当初被配賦欠損金控除額（当初申告の((18)－(5))×(20)）（マイナスの場合は０）」(21)　及び「当初配賦欠損金控除額（当初申告の((5)－(18))×(20)）（マイナスの場合は０）」(22)　の各欄は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「非特定欠損金額に係る控除未済額（当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七（二）「５」）」(5)　の金額、「非特定欠損金配賦額 (15)×(16)／別表十八（一）付表一「５」（別表十八（一）付表一「５」＝０の場合は０）」(18)　の金額及び「非特定損金算入割合 (19)／(15)（１を超える場合は１）((15)＝０の場合は０）」(20)　の割合として計算される金額及び割合を、それぞれ「当初申告の(5)」の金額、「当初申告の(18)」の金額及び「当初申告の(20)」の割合として、当該各欄の金額を計算すること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　「修正申告である場合」の各欄は、記載しないこと。